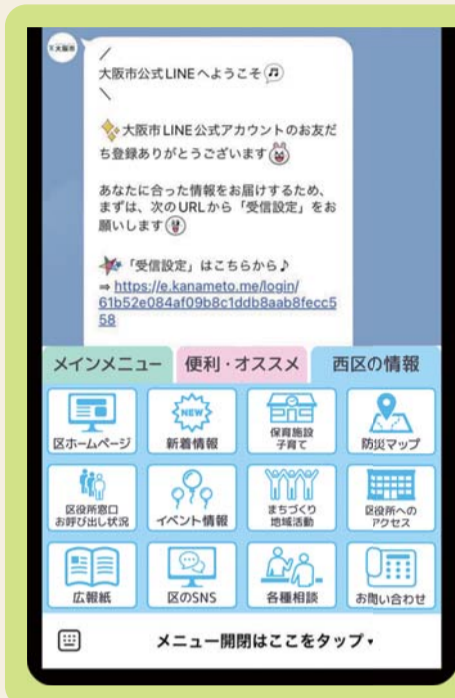


4月のトピックス 今月のおすすめ記事をピックアップ♪

「大阪市LINE公式アカウント」に「区メニュー画面」が追加されます!



大阪市LINE公式アカウントでは、生活に役立つ情報を発信しています。15種類のカテゴリーからご希望のカテゴリーをチェックすると、欲しい情報が届きます。4月からは、区メニュー画面も追加され、ますます便利になりました。ぜひ、お友だち登録を!

なお、**西区LINE公式アカウントは3月末をもって運用終了しました。**今後は大阪市LINE公式アカウントで西区の情報を発信しますので、受信設定で西区をご登録ください。

お友だち登録はこちら



詳しくはこちら



☒ 総務課(事業調整) 5階52番窓口
TEL06-6532-9989 FAX06-6538-7316

4月は「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間です

あなたの飼っている犬や猫は周りの皆さんに迷惑をかけていませんか?マナーとルールを守り、みんなが快適に暮らせるまちづくりをしましょう。



- トイレトレーニングをしましょう。
- 鳴き声を防止しましょう。
- 犬の放し飼いは条例により禁止されていますので、絶対にやめましょう。
- 飼い主がわかるように名札などを着けましょう。
- 不妊・去勢手術をしましょう。
- 愛情と責任をもって終生飼いましょう。
- 犬の登録、狂犬病予防注射は必ず受けましょう。

Pick up 犬の登録、狂犬病予防注射は必ず受けましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射を受けること、並びに鑑札・注射済票を犬に着けておくことは、狂犬病予防法で義務付けられています(ただし本市では、装着したマイクロチップが鑑札とみなされた場合は、鑑札の装着は不要です)。終生1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を必ず受けましょう。登録や注射済票の交付記録がない場合は、お電話またはご自宅訪問により確認させていただくことがありますので、予めご了承ください。

鑑札またはマイクロチップ及び注射済票は犬の名札代わりにもなります。迷子になっても番号から飼い主を探すことが可能ですので、必ず犬に着けましょう。



☒ 保健福祉課(地域保健) 3階34番窓口
TEL06-6532-9973 FAX06-6532-6246

詳しくはこちら



西区を水害から守る! 「水防団員」を募集しています

集中豪雨や津波など水災害から私たちの生命と財産を守るため、堤防の監視、警戒、防潮鉄扉の開閉作業などを行います。また、災害時に備え、水防工法や無線などの訓練に取り組んでおり、活動に応じて報酬が支給されます。



近年、毎年のように各地で水災害による被害が発生している中、西区水防団員として水防活動を担ってくださる方の参加をお待ちしています。

【対象】 区内在住または勤務先のある18歳以上の健康な方

☒ 淀川左岸水防事務組合 防潮本部(港区市岡1-15-25 港区役所内5階)
TEL06-6572-2300 FAX06-6572-2311

水防団の活動紹介動画はこちら



市長メッセージ動画はこちら



水防事務組合のHPはこちら



子育て中のカラスにご注意ください

4月から7月はカラスの子育てシーズンです。卵やヒナを守るため、近づく人を親カラスが威嚇してくることがあります。

カラス被害を受けないために

- 巣がある木にはできるだけ近づかないようにし、威嚇行動をとっているカラスを見かけたら、あわてずにその場から離れましょう。
- 巣の近くを通らなければならない場合は、帽子や傘で身を守り、注意して通行しましょう。
- ヒナが地面に落ちていても、拾わないでください。ヒナに近づくと、見守っている親鳥に威嚇されることがあります。
- カラスのエサとなる生ごみの量を減らし、生ごみは、決まった時間・場所に出しましょう。



※大阪市では生ごみ散乱被害防止のために防鳥用ネットの貸出を行っています。詳しくは、西部環境事業センター(電話06-6552-0901)にお問い合わせください。

☒ 保健福祉課(地域保健) 3階34番窓口
TEL06-6532-9973 FAX06-6532-6246

詳しくはこちら



学校ボランティアを募集しています

地域と学校がつながり、子どもたちがすこやかに育まれるよう、区内の市立小・中学校で活動していただくボランティアを募集しています。たとえば、学校周辺の見守り活動への支援などの活動があります。

令和6年度からは、帰国・来日などにより日本語の指導が必要な児童・生徒の、学校生活でのコミュニケーション支援や教員のサポートなどを行うボランティアも募集しています。

西区ホームページでは各学校で募集している各種ボランティアの情報を掲載しています。ご興味を持たれた方は、まずは区役所までご連絡ください。

☒ 総務課(教育) 5階52番窓口
TEL06-6532-9743 FAX06-6538-7316

詳しくはこちら



ご自宅に設置されている

鳴りますか? 住宅用火災警報器

◆住宅用火災警報器なぜ必要なの?

住宅内の火災により多くの方が被害にあわれています。あなた自身はもちろん大切な家族の命を住宅火災から守るために住宅用火災警報器を設置しましょう。

交換の目安は設置から10年!



◆どこで買えるの?

地域の電器店、ホームセンター、インターネットなどで購入できます。



消防法によりすべての住宅に設置が義務付けられているよ

◆どこに設置するの?

寝室や台所、その他条件により階段や廊下に必要です。もしどこに設置したらいいかわからなかったら、西消防署まで!

☒ 西消防署 TEL06-4393-0119 FAX06-4393-0124



お友だちやお仲間にも教えてあげてくださいね!